

函 土 公 管

令和 6 年 (2024 年) 10 月 30 日

経済建設常任委員会委員 各位

土 木 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

函館公園における占用許可（露店の出店許可）に係る詐欺事件について

（土木部公園河川管理課 TEL 21-3431）

函館公園における占用許可（露店の出店許可）に係る詐欺事件について

1 内容

過日、暴力団組長ほか2名が函館港まつりで露店を出店する権利をだまし取った詐欺の疑いで、10月8日に北海道警察函館方面函館西警察署（以下、「函館西警察署」という。）に逮捕されたことが新聞等により報道されていたが、同容疑者らが函館公園における本年の花見期間（露店の営業期間：4月20日から5月6日まで）においても、露店1店舗の占用許可（露店の出店許可）を受け、露店を出店する権利をだまし取ったとして、10月30日に詐欺の疑いで再逮捕された。

2 逮捕までの経過

8月下旬に、函館西警察署から、函館公園で露店を出店していた者の中に、暴力団と関係を有する疑いのある者がいるとして、捜査への協力依頼があり、この間、事情聴取に応じるなどの対応を行ってきたところであるが、この度、容疑が固まり、函館西警察署からの依頼を受け、函館公園で露店を出店する権利がだまし取られたとして、10月22日に市が被害届を提出していた。

3 今後の対応

これまでも、都市公園における露店の出店許可にあたっては、「函館市暴力団の排除の推進に関する条例」に基づき、暴力団員等に許可をすることのないよう、許可申請時の説明文書に、暴力団関係者の出店は認めないことを明記するとともに、許可申請の際には、暴力団との関わりは一切ないことを記載した誓約書を、全従事者から提出させているほか、警察に暴力団との関係の有無の審査を依頼し、対策を行ってきたところである。

今後においても、これらの対策を継続して行っていくとともに、所轄の警察署との連携強化を図りながら、再発防止に努めていく。